

**朝日地区集落区長への村上市“市民協働のまちづくり”
説明会（第1回）会議録まとめ**

日 時：平成22年8月20日（金）9：30～10：30

場 所：朝日支所2階 第1会議室

参加者：朝日地区集落区長（40名）

事務局：企画部政策推進課自治振興室佐藤室長

企画部政策推進課自治振興室加藤副参事

企画部政策推進課自治振興室鈴木主査

朝日支所小田支所長

朝日支所地域振興課地域振興係岩沢副参事

朝日支所地域振興課地域振興係志田主査

この説明会は、村上市“市民協働のまちづくり”について、朝日地区集落区長さんに対し、村上市が考える「市民協働のまちづくり推進プログラム」と「村上市“市民協働のまちづくり”はじめの一步の考え方」、現時点における朝日地区「地域まちづくり協議会」設置に係る区域設定（案）と財政支援の基本的考え方について、朝日地区地域審議会での審議を踏まえて説明することを目的として行われました。

今後、朝日地区地域審議会の意見を受けて、集落区長さんにも区域設定についてご検討をお願いすることになります。また、市の財政支援と人的支援、具体的な推進スケジュールについて詳細が明らかになり次第、順次説明会を開催し、集落区長さんに情報を公開していく予定です。

説明に対する質疑等は以下のとおりです。

質 問 事 項	事 務 局 回 答
公民館事業についてはどうなるのか。市民協働のまちづくり事業の中に組み込まれるのか。	今まであった公民館事業も取り込んで、地域の方々がやりたいと思うこと、また、今までやりたくても資金等の面でできなかったことを地域まちづくり協議会への財政支援を使って行っていただくというのが大きな主旨です。行政がやるべきことを市民の方々にお手伝いをしていただくというものではありません。
公民館活動はなくなるのか。	公民館事業として残さなければならないものは今までどおり活動してください。現在、公民館事業は大変盛んに行われています。その活動をさらに、活発にしていきたいということも含めて財政支援をしたいと考えています。公民館事業そのものがなくなるものではありません。

質 問 事 項	事 務 局 回 答
<p>農地・水・環境保全向上対策事業を行っているが、書類の作成がとても大変である。やはり、同じような書類作成があるのか。</p>	<p>市民協働のまちづくりは、農地・水・環境保全向上対策事業とは全く違うものです。職員がそれぞれの地域まちづくり協議会に配置されますので、担当職員が資料等の書類作成を担うことになると思います。</p>
<p>集落公民館運営費補助金が年々減ってきて、今ではかなりの少額になっているが、それを以前のようにたくさん支出してくれるということか。</p>	<p>集落公民館運営費補助金は現在、朝日地区と山北地区のみとなっています。この補助金がよくないから、廃止しますというのではなく、交付金をもっとたくさん支出するので地域まちづくり協議会の中で話し合っていて使っていただきたいということです。今のところ、具体的な金額は申し上げられませんが、近隣では、関川村ですと税込の約1%を還元ということで、実際行っています。村上市の税込は、65億円くらいです。その1%とすると6千5百万円から7千万円くらいですが、村上市はそれよりも多い金額を考えております。</p>
<p>財政支援についてはだいたい分かったが、人的支援というのは具体的にどういう内容か。それぞれの地域で支所と同じような仕事をするのか。</p>	<p>各地域に担当職員を1名配置したいと思っています。その職員は地域まちづくり協議会の設立から、地域の活性化や少子高齢化をどうしたらよいかということも含めながら、いろいろな行事を一緒にお手伝いさせていただきたいと考えています。併せて、福祉のことや、お年寄りの見守り体制などについては、担当課も大きく関わってきますので、担当課とのパイプ役の仕事もしていきたいと思っています。各地域まちづくり協議会に配置される職員については、行政の全てとは言いませんが、かなり行政のことを知った人でないとはだめかなと思っています。</p>

質 問 事 項	事 務 局 回 答
<p>財政支援は、個々の集落事業には支出されないということだが、例えば、館腰地域まちづくり協議会で話し合っただけの事業には支援するということがか。</p>	<p>資料 - 4 をご覧ください。資料の一番下に自治会活性化支援事業というのがあります。今までの集落公民館事業に対しても地域まちづくり協議会から助成できます。また、集落事業についても、地域まちづくり協議会が認めたものについてはその地域まちづくり協議会から助成できます。そのほかに、例えば、館腰地域で有名な歌手を呼ぼう、著名人を呼んで文化講演会をしよう、など地域全体で大きな事業をやりましょうといったときに使っても結構です。その残り、例えば百万円を、集落事業や集落公民館活動に助成しようということでも大丈夫です。</p>
<p>地域まちづくり協議会に配置される担当職員のことだが、その職員はどのような権限を持つのか。その職員の考え方や能力で相当左右されると考えられる。その職員を教育することがとても大切だと思うが、先般囑託員協議会で研修に伺った富山県南砺市では管理職を配置していた。相当の経験と実績を持った人でないと、せっかく立ち上げる地域まちづくり協議会が健全な方向に進まない。一番悪い例を挙げれば、ただ集落に情報を垂れ流すだけのトンネル会社ようになってしまうことである。地域全体をまとめ、まちづくりの構想を持っているような人を配置してほしい。決定権は持たない、相談役でもないという性格が曖昧な立場の職員を配置されても困る。良く分らないので説明してほしい。</p>	<p>担当職員については、若い職員は考えておりません。ある程度経験が豊富な職員を配置させていただきたいと考えています。ただ、私どもには、人事権がありませんので、どの人をとすることははっきり申しあげられませんが、地元の朝日地区出身の職員になるうかと思えます。職員の研修については、この秋、11月頃になりますが、まず第1段として係長以上の職員を対象に現在活躍されている大学教授を講師にお招きして講演会、講習会を予定しています。それから、平成23年度には大きく組織が変わりますので、来年度の人事については、かなり早めの内示をいただいて、自治振興室に配置された職員については、研修が必要であると考えています。配置される職員の階級につきましても、課長級が付くか、補佐級が付くか、係長級が付くか、まだ決まっています。組織の中では、朝日支所地域振興課に属しますので、地域振興課長と合議の上で進め、本庁には自治振興課ができますので、そこと連携を取りながら、円滑にいく方法を考えながら進めていきたいと思っています。職員の質で地域まちづくり協議会の立ち上げが遅くなったということにならないように進めていきたいと努力しているところです</p>

質 問 事 項	事 務 局 回 答
<p>私が心配しているのは、配置される職員は命令系統から独立して、本来の仕事のラインから外れて仕事をする事になると思います。その人達がきちんと仕事ができ、バックアップできる体制を整えられるかということをお聞きしたいのです。人事権は市長が持っているから口出しできないということだが、その逆ではないかと思えます。この人でなければ、ラインから外れても力を出せる。そういう人達を配置してくださいとうことを市長に言うていく必要があるのではないのでしょうか。先ほど言われたように進めていったのでは市民協働のまちづくりは駄目になると思います。</p>	<p>平成 24 年度から市民協働のまちづくりがスタートします。しかしながら、1 年や 2 年で結果を出すというのは難しいと思われます。あまり急ぎすぎて、その後スピードダウンしてやる気が失せるようなことがあっては逆効果です。ゆっくりゆっくり積み重ねて失敗を繰り返しながら、効果が出せるものに近づけていきたいと考えております。配置される職員につきましても、村上地区など各地区の職員と情報交換をしながら、お互いにより良い方向に成長していくことが大事だと思います。いきなり配置された職員に重大な責任を押し付けてしまっでは市民協働のまちづくりが失敗するという可能性もでてきます。成果を急がずに皆で力を合わせて成長していくことを重視していきたいと思っています。</p>
<p>集落で頼みたいことがあったら、電話 1 本で集落まできてくれるのか。</p>	<p>地域まちづくり協議会設立後その事務局のひとりという役割は担いますが、個々の集落事業に関わる人ではありません。あくまでも、地域まちづくり協議会の事務を担当する職員です。そこには、当然、地域からも事務局の方や会計の方を選出してもらい一緒に事務を担当していきます。</p>
<p>参考までに他の地区の区域割りを教えてほしい。</p>	<p>他の地区については、まだ、地域審議会のご意見をいただいております。また、市としての案もまだ出ていないところもあります。村上地区においては、村上地区公民館のなかに 5 地区の分館がありますので、やり易いと思います。他の地区には分館制度がありません。市からいくつの地域でお願いしますと押しつけるのは、極力控えさせていただきたいと思っています。いま各地区においては、どういう区域割りがいいか案を検討中です。</p>

質 問 事 項	事 務 局 回 答
<p>資料 - 4 の課題解決型事業は、行政や社会福祉協議会がやっていることである。本当は住み良いまちづくりとなると、ここが一番大切なことだと思うが、ここに事業例として載っているということは、一生懸命やる地域とやらない地域ではサービスの格差が生じるのではないか。</p>	<p>ここで示した事例につきましては市民協働のまちづくりの先進地事例を載せましたので、これをする・やらないについては地域まちづくり協議会の中で話し合いをしていただきたい。また、地域間格差の件につきましては、地域間で情報交換をしていただいて、それはいいことだから、うちでもしてみようか、ということで格差がないようなまちづくりをやりたいと思っています。ここに載せている事業、福祉から生活支援につきましては、行政で行っている事業もありますが、行政で行っている事業を地域まちづくり協議会の方々に押し付けるものでは決してございません。特に朝日地区については、見守りサービスなどは特に必要があるとは思いますが、高齢者の配食サービスに携わっておられる方も高齢化してきているという現状もあります。そういった中で、私達の地域まちづくり協議会でこういうことやってみないかという声があったら、それは参考にさせていただきたいということで載せさせていただきました。</p>
<p>平成 16 年度からの朝日村集落活性化推進事業で、私の集落では「集落の歴史を調べて後世に残そう」ということでずっとやってきました。また、当集落には県の無形文化財もあるので、保存会なども立ち上げてきました。こういう事業は集落が先頭になってやって行って、他集落の方にそこに参加してもらおうというかたちでやって行きたいと思っている。こういう事業も地域まちづくり協議会で取り上げてくれるのか。</p>	<p>可能です。 付け加えて申し上げますと、文化財等の保存ということになりますと、そこに行政が関わる部分も出くると思います。今ですと、文化行政課が担うべき部分も出てくるでしょうから、それらはお互いに役割を分担しながら、やっていくことになると思います。</p>

質 問 事 項	事 務 局 回 答
<p>地域まちづくり協議会から集落への助成金は、集落で勝手に使ってよいのか。</p>	<p>結構です。 ただ、老人クラブについては別の補助金制度がありますので、老人クラブで地域まちづくり協議会からの助成金を受けるときには、現在の活動以上のものが必要になると思います。</p>
<p>財政支援の財源は、全て市の一般財源か。</p>	<p>市の一般財源だけです。</p>
<p>資料 - 1 の 3 ページに事業計画は向こう 3 カ年とありますが、平成 24 年度から 26 年度までということだろうと思うが、地域まちづくり協議会設立は、実質的にいつ頃を予定しているのか。</p>	<p>事業計画につきましては、3 カ年と書いてあります。当初、市民の税金を使うということで議会等の関係もあり、事業計画については3 年分くらい出させていただきたいと考えていました。しかし、この事業計画について、平成 24 年度から 3 年間の事業計画が以下同文となってしまったのではどうなのかという反省もあり、事業計画を何年分作っていただくかについては、ただいま検討中です。それと、設立の時期ですが、平成 23 年度中に地域まちづくり協議会設立の準備をしていただいて、平成 24 年度の早い時期になるのか、秋過ぎになるのか、それぞれの地域で異なると思いますので、村上市は地域まちづくり協議会を設立しましたという地域から交付金をお支払いしたいと考えています。遅くなったからといって、例えば、12 分の 6 とかにはしたくない。ただ、税金を使うので、平成 24 年度から一斉のスタートにしないと不公平ではないかというご意見もあります。半面、先行地では、準備ができたところから早く貰いたいという意向もあると思いますので、調整が難しい面もあります。できるだけ、不公平にならないように財政支援をしたいと考えているところで</p>